

**鳥取県告示第155号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成23年3月25日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成23年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
西町鳥取停車場 線	変更前	鳥取市今町一丁目175地先から同市今町二丁目151地先まで	15.2～47.0	310.0
	変更後	鳥取市今町一丁目175地先から同市栄町711地先まで	15.2～48.0	499.0